

資料3-1と保護者の方から頂いたご意見との比較に係る補足資料

1 移管前の保育内容等の継承について

資料3-1※ (抜粋)	保護者の方から頂いたご意見 (抜粋)
<p>移管にあたっては、事業者と市の協同のもと移管前の保育内容等を移管後に継承することを基本に、現在までにそれぞれが培ってきた保育に係る知見を共有し、相互の理解・学びあいのもとで、より一層質の高い保育の提供を共に目指すものとする。</p> <p>移管前の保育内容等の継承については、取組の趣旨を踏まえ、児童の興味・関心やその他の状況等にあわせて、よりよい保育や施設運営を目指す取組・活動等を実施することは可能とする。但し、児童・保護者にとっての環境変化に対して、十分な配慮に努めること。</p>	<p>環境の変化に伴う子どもたちへの影響を最小限にするために、(事業者は、)最低でも移管後の1年間は公立の保育を完全に引き継いだ保育を実践する努力をすべき。</p> <p>引き継ぎ保育期間については、優先すべきは自分たち(事業者)の理想や保育論ではなく、「文化の継承」であるということを常に念頭において、公立職員の補助を真摯に受け入れ、保育を行ってください。</p>

2 応募資格について

資料3-1 (抜粋)	保護者の方から頂いたご意見 (抜粋)
<p>(条件指定無し)</p>	<p>少なくとも移管対象施設の定員数以上、それが不可能であっても当該定員数に近い人数(一時預かりを除く)の子どもが在籍する保育施設を、現在も継続して運営していること。</p>

3 職員の配置等に関することについて

資料3-1※		保護者の方から頂いたご意見 (抜粋)
職員	記載内容 (抜粋)	(抜粋)
施設長	<p>ア 基本条件 専任の正規職員を配置すること。</p> <p>イ 令和4年度から令和7年度までにおいて付す条件</p>	<p>次の条件を満たす施設長を1名配置すること。</p> <p>(ア) 当該施設専任であること</p> <p>(イ) 保育士免許を有する常勤職員であること</p>

	<p>(ア) 保育所，幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（1歳から5歳までの定員を設定している施設とする。）において，<u>施設長としての経験が通算して概ね5年以上あること。</u></p> <p>(イ) 保育所，幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（1歳から5歳までの定員を設定している施設）における，<u>1歳又は2歳児のいずれか，及び3～5歳児のいずれかに係る担当経験がそれぞれ1年以上あり，年齢層に応じた保育内容に係る理解を有すること。</u></p> <p>(ウ) 認可を受けた教育・保育施設における，保育に係る実務経験年数が通算して<u>概ね15年以上あり</u>，保育者として経験を重ねていること。</p>	<p>(ウ) <u>施設長に準じた経験が5年以上ある者</u></p> <p>(エ) <u>1～5歳児クラスのすべての担当経験が各1年以上ある者</u></p> <p>(オ) 認可を受けた教育・保育施設における勤務年数が<u>15年以上ある者</u></p>
主任保育士	<p>ア 基本条件 施設長を補佐する者として，各年齢別クラスを担当する保育士とは別に，専任の正規保育士を配置すること。</p> <p>イ <u>令和4年度から令和7年度までにおいて付す条件</u></p> <p>(ア) 保育所，幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（1歳から5歳までの定員を設定している施設）における，<u>1歳又は2歳児のいずれか，及び3～5歳児のいずれかに係る担当経験が</u>，それぞれ1年以上あり，年齢層に応じた保育内容に係る理解を有すること。</p> <p>(イ) 認可を受けた教育・保育施設における，保育に係る実務経験年数が通算して<u>概ね10年以上あること。</u></p>	<p>施設長を補佐する者として，次の条件を満たす主任保育士を配置すること。</p> <p>(ア) 当該施設専任であること</p> <p>(イ) 保育士免許を有する常勤職員であること</p> <p>(ウ) <u>1～5歳児クラスのすべての担当経験が各1年以上ある者</u></p> <p>(エ) 認可を受けた教育・保育施設における勤務年数が<u>15年以上ある者</u></p>
クラス担任保育士	<p>イ <u>令和4年度から令和7年度までにおいて付す条件</u> <u>クラスを担当する保育士の1/2以上は，次のいずれの条件も満たす者を配置すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1歳児クラス又は2歳児クラスを担当する保育士は，1歳児又は2歳児クラスの担当者として保育に携わった経験が1年以上あること</u> ・ <u>3歳児クラスから5歳児クラスまでを担当する保育士は，3歳児から5歳児までのクラスの担当者として保育に携わった経験が1年以上あること。</u> 	<p>次の条件を満たす常勤保育士を1クラスに1名以上配置すること。</p> <p>(ア) <u>乳児クラス（1，2歳児）・幼児クラス（3，4，5歳児）それぞれの担当経験が1年以上ある者</u></p> <p>(イ) 保育士免許を有する常勤職員であること</p> <p>(ウ) クラス担任に従事した経験が1年以上ある者</p> <p>(エ) 認可を受けた教育・保育施設における勤務経験が<u>5年以上ある者</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認可を受けた教育・保育施設における保育実務経験が通算で概ね5年以上の常勤保育士であること</u> 	
フリー保育士	(条件指定無し)	常勤保育士を配置基準上必要な保育士以外に1名以上配置すること。なお、当該保育士の条件についてはクラス担任保育士(ア)から(エ)に準ずる。

4 移管前年度（令和3年度）における移管対象施設への訪問

資料3-1※		保護者の方から頂いたご意見
職員	記載内容（抜粋）	（抜粋）
施設長予定者	ア 令和3年4月から令和4年3月の期間は1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする。	ア 令和3年4月から12月は、公立職員の行う保育を実地に見ながら引き継ぎを行う。 イ <u>令和4年の1月は週に3日・2月は週に4日・3月は週に5日</u> 、公立職員と共に、子どもたちとの愛着関係を構築するための合同保育を実施。同時に、保護者との信頼関係も構築。
主任保育士予定者	ア 令和3年4月から令和4年3月の期間は1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする。	ア 令和3年4月から12月は、公立職員の行う保育を実地に見ながら引き継ぎを行う。 イ <u>令和4年の1月は週に3日・2月は週に4日・3月は週に5日</u> 、公立職員と共に、子どもたちとの愛着関係を構築するための合同保育を実施。同時に、保護者との信頼関係も構築。
担当保育士予定者	ア 訪問頻度 (ア) 令和4年1月から令和4年2月 <u>週1回程度から徐々に頻度を上げていくことを基本に、在籍児童の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ訪問予定を調整するものとする。</u> (イ) 令和4年3月 原則として毎日とする（※）。	ア <u>令和3年4月から12月は、移管後の保育所に配置予定の保育士数名をチームとし、ローテーションで派遣して、公立職員の行う保育を実地に見ながら引き継ぎを行う。</u> イ <u>打出保育所に配置予定の保育士一人につき、令和4年の1月は週に3日・2月は週に4日・3月は週に5日</u> 、公立職員と共に、子どもたちとの愛着関係を構築するための合同保育を実施。同時に、保護者との信頼関係も構築。

	<p>※ 当該保育士の休日や、休暇を取得する場合、研修に参加する場合は除く。</p> <p>※ 在籍児童の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ、適宜調整を行いながら実施する。</p>	
看護師予定者 調理員予定者	ア 令和4年1月から令和4年3月の期間は1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする。	ア 令和3年6月から12月は、栄養士若しくは調理師、看護師を随時派遣し、実地に見ながら業務の引き継ぎを行う。 イ 令和4年の1月から2月は定期的に、3月は週に5日、栄養士若しくは調理師、看護師を定期的に派遣し、子どもたちとの愛着形成・信頼関係構築に努める。

5 移管年度（令和4年度）における、市職員の施設への訪問等

資料3-1※		保護者の方から頂いたご意見
職員	記載内容（抜粋）	（抜粋）
元所長 ※原則であり、元所長でない場合がある。	<p>移管対象施設を訪問し、在籍児童が新たな環境に親しむための支援等を行うとともに、必要に応じて、事業者職員と移管前施設の職員（前任者等）との情報交換に係る調整を行う等の支援を行う。</p> <p>移管対象施設への訪問については、<u>令和4年4月は概ね毎日訪問して支援に取り組み、令和4年5月から令和4年9月までの期間は、必要な支援の確認・実施のため訪問（訪問頻度は在籍児童の状況や行事予定等を踏まえ調整）</u>することを基本とする。<u>令和4年10月から令和5年3月までの期間については、行事の時期や三者協議会での協議内容を踏まえ、支援の必要性が考えられる場合に訪問することを基本とする。</u></p>	<p><u>令和4年の4月から令和5年の3月の期間は最大で6名（元所長を含む）の公立職員の派遣を受け入れ、保育文化の引き継ぎのための指導を受けること。</u></p> <p>令和4年4月は毎日、<u>5～7月は週に4日、8～10月は週に3日、11月以降は随時、原則として移管前年度に合同保育に参加した公立職員の訪問を受け移管前と変わらない保育が実践できるよう、協力と助言を受けること。</u></p>
保育士	<p>移管対象施設を訪問し、在籍児童が新たな環境に親しむための支援等を行うとともに、必要に応じて、事業者職員と移管前施設の職員（前任者等）との情報交換に係る調整を行う等の支援を行う。</p> <p>移管対象施設への訪問については、<u>令和4年4月は概ね毎日訪問して支援に取り組み、令和4年5月から令和4年6月までの期間は、必要な支援</u></p>	

	<p>の確認・実施のため訪問（訪問頻度は在籍児童の状況や行事予定等を踏まえ調整）することを基本とする。令和4年7月から令和5年3月までの期間については、行事の時期や三者協議会での協議内容を踏まえ、支援の必要性が考えられる場合に訪問することを基本とする。</p>	
--	--	--

6 保育所名・クラス名・所歌

<p>資料3-1 ※ (抜粋)</p>	<p>保護者の方から頂いたご意見 (抜粋)</p>
<p>(条件指定無し)</p>	<p>ア 「打出保育所」という名称，クラス名を変えないでください。 イ クラス名の入った打出保育所の所歌を引き続き使用してください。 ウ 変更を計画する場合は，子どもたちに影響のないようきちんと説明し，保護者の同意を得たうえで急激な変化とならないよう配慮してください。</p>